

# 第1回こどもデータ連携の取組に関する検討会

## 議事概要

- 日時 令和6年11月25日(月) 14:00~16:00
- 場所 こども家庭庁会議室、オンライン開催
- 検討会メンバー

メンバー（順不同、敬称略）	役職
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 教授
堀口 悟郎	岡山大学 学術研究院 社会文化科学学域（法学系）教授
水町 雅子（ご欠席。意見書にて御意見受領。）	宮内・水町 IT 法律事務所 弁護士
山野 則子（ご欠席。意見書にて御意見受領。）	大阪公立大学 現代システム科学研究科 教授
永岡 龍一郎	広島県 健康福祉局 子供未来応援課
米井 貴子	府中町 福祉保健部 子育て支援課
元村 真理子	福岡市 こども未来局 こども健やか部 こども見守り支援課

- 議題
  1. 座長、検討会メンバーのご紹介
  2. パブリック・コメント／申送事項 整理結果のご報告
  3. 検討会での論点案についてのご説明
  4. 実証事業におけるご報告
  5. 意見交換
  6. 事務連絡

○ 議事概要

1. 座長、検討会メンバーのご紹介

本協議会の座長として神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部 新保教授を座長として選出することを事務局から提案し、異議なしのためそのように決定された。

本検討会に参加される各メンバーに自己紹介いただいた。

2. パブリック・コメント／申送事項 整理結果のご報告

パブリック・コメント／申送事項の整理結果について、事務局より、資料 1 に基づき以下のとおり説明。

- ・ パブリック・コメント／申送事項のうち、ガイドラインに対して直接言及されている意見をガイドライン修正に関する論点として整理した。また、ガイドラインに直接的には言及していない意見を広く取組を推進するための論点として整理した。

3. 検討会での論点案についてのご説明

検討会での論点案について、事務局より、資料 1 に基づき以下のとおり説明。

- ・ 検討会の各回で議論する論点については、本検討会の議論後に精査する。
- ・ ガイドラインの修正に関する論点を検討するに当たり、ガイドラインの第 3 章「利用するデータ項目」、第 4 章「個人情報の取扱いに係る検討」、第 7 章「支援への接続」の 3 章から論点を取り上げた。
- ・ 取組を推進するための論点を検討するに当たり、パブリック・コメント等を分類ごとに整理し、実際に取組を行う地方公共団体の視点で取組の推進に資する論点を論点案として取り上げた。

4. 実証事業におけるご報告

実証事業における課題や示唆について、野村総合研究所より資料 2 に基づき説明。

5. 意見交換

ガイドライン成案化及び今後のこどもデータ連携の取組を促進するに当たり、検討会メンバー間にて自由討議が行われた。主な内容は以下の通り。

- ・ 基本連携データ項目について、一概に項目単体では困難と関係性があると断言できない項目や、希死念慮のように即座の支援が必要な項目が混在しており、基本連携データ項目の粒度が異なるように感じる。
- ・ 実際取組においては、データ項目単体ではなく組合せによって利用することも考えられるが、基本連携データ項目をどのように利用していくべきなのか判断することが難しいと感じている。
- ・ データ項目による差別や、不適切な養育と断定してしまうリスクについて、さらなる注意喚起や体制構築の必要がある。

- ・ データ項目については、ガイドラインに記載があるだけで「関連性」があって適法に利用可能なデータと捉えられてしまう懸念がある。支援目的に応じたデータ選定が必要ではないか。
- ・ 個人情報の取扱いについて、各自治体の事情に応じ実現可能で具体的な記載が必要である。運用事態は自治体によって異なるため、自治体の規模や前提条件に応じて取り得る選択肢や手法を複数提示いただきたい。
- ・ 個人情報の取扱いについては、具体的な事案とその際の法的根拠や手続について、例示することを検討すべきではないか。
- ・ プライバシー影響評価（PIA）に関して、実証事業における事例が参考になるとして、ガイドラインやこども家庭庁 HP に追記することを提案する。
- ・ こどもの関与については、こども自身が相談できる体制や支援に対するフィードバックの機会を設ける等、こどもの権利を擁護できるような取組が重要である。
- ・ ガイドライン素案では、個人情報保護法の内容について詳細に記載されているものの、プライバシーの観点での記載が少ない。具体的にはこどもに対する特別の保護とプロファイリングが課題であると考える。
- ・ 本事業は支援が必要なこどもを発見することが重要であるが、発見した後の支援体制が課題であると感じている。この仕組みを導入する前に、人の目で取りこぼしているところがないかを確認することが必要であり、自治体の実情を考慮する必要がある。こどもデータ連携の取組は、業務改善や効率化につながるものではなく、こどもに対して支援を行うというものであるという点を強調することが大事であると考える。
- ・ 潜在的に支援が必要なこどもを発見するだけでは不十分であるため、支援の内容について十分な議論がなされるべきであると考える。一人一人のニーズを確認、最善の利益を考慮した上で、支援につなげることが重要であると考える。当自治体では、予防的支援に対して、リスク値の閾値を検討しながら取組を推進している。また、一人一人のニーズを確認、最善の利益を考慮した上で、支援につなげた事例としては、遅刻多数の対象者に対する登校支援の中でこどもの心の内を聞き取り、支援を行ったケースがある。
- ・ 学校に対して情報を共有する際に、データ分析の結果、抽出されたこどもの情報を共有することで、こどもや家庭に対して色眼鏡を持ってしまわないかという懸念が存在した。学校に対して、事業の概要やどの項目に該当した上での結果なのか等を丁寧に説明した上で注意しながら取り組む必要があると考える。
- ・ 当自治体では、予防的な支援を実施する際には、問題が表面化していないかどうかヒアリングをしながら学校と連携している。こどもへの支援が、担任は必要だと感じているケースもあれば、学校全体で見たときには支援が必要であるこどもが他にも存在するといった事例もあり、支援を検討する際のアセスメントを丁寧にを行うことが必要だと感じている。
- ・ 福祉の情報を知っているために、教師にとって負担になるようなことがあってはいけないとの意見を頂戴したことがある。学校現場では個別対応が難しいケースもあるが、SSW や SC のサポートも踏まえ、誰とどのような情報を共有すべきかを検討しながら取組を進めている。

- ・ 早期支援によって救われる子どもがいることは事実だと考えており、そのために担当部署がそれぞれ最善を尽くすことが重要である。切れ目のない支援の実現のため、できることを丁寧に擦り合わせることも重要である。
- ・ こどもデータ連携事業においては、こどもや家庭の機微な情報を取り扱うことから、ガイドラインを成案として公表した際に、意図が正しく伝わる文面の検討が必要である。
- ・ 首長部局・教育委員会間ではデータ連携上のシステムの課題や個人情報保護の機関間提供の問題など、より多くの論点が考えられる。
- ・ 非常に機微な情報を取り扱う可能性があるため、セキュリティ対策や研修等についても通常の対応より強固にする必要がある。
- ・ 地方公共団体ごとにシステムを構築した場合、それぞれの構築ベンダーによるベンダーロックインが発生し、他システムへ移行が難しくなるため、オープンソースによるソフトウェアの構築やそれに向けた国の予算化が必要ではないか。

## 6. 事務連絡

事務局より事務連絡について説明。

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150 カ国以上に展開する EY のチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy) をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://ey.com) をご覧ください。

### EY のコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7 万人を超える EY のコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくは [ey.com/ja\\_jp/consulting](https://ey.com/ja_jp/consulting) をご覧ください。

### 免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とE Yストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「E Y」という。）との間で締結した令和 6 年 10 月 16 日付けの「こどもデータ連携についての調査研究（令和 6 年度）」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためだけに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. E Yは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではありません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、E Yは一切の責任を負うことはございません。